

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定によって、久井町泉土地改良区の解散を平成二十五年五月九日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成二十五年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦